



令和元年11月14日

各 位

会 社 名 株式会社TKC
代表者名 代表取締役 社長執行役員 角 一幸
(コード番号9746 東証第1部)
問合せ先 代表取締役 副社長執行役員 岩田 仁
(TEL 03-3235-5511)

株式報酬制度の一部改定(業績連動報酬の導入)に関するお知らせ

当社は、令和元年11月14日開催の取締役会において、「株式報酬制度(以下、「本制度」という。)」の一部改定を決議し、本改定に関する議案を令和元年12月20日開催の第53期定時株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本改定の背景および目的

当社は、平成30年10月31日の取締役会において、本制度の導入を決議し、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会において承認可決され現在にいたります。

今般、当社取締役会は、取締役等(執行役員を兼務しない取締役を除く。)および常勤監査役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等および常勤監査役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、取締役等および常勤監査役の株式報酬を業績連動報酬とすることを決議し、第53期定時株主総会に付議することといたしました。なお、本改定は、委員長および委員の半数を独立社外役員および社外有識者で構成する「指名・報酬諮問委員会」における審議を経ております。

2. 本改定の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等および監査役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等および常勤監査役に対して当社株式の交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)の給付を行なう株式報酬制度です。

(2) 取締役等が取得する当社株式等の数の算定方法および上限

取締役等および常勤監査役について、昨年12月21日開催の第52期定時株主総会でご承認いただいた役位に応じて一定のポイントを付与する方式から、信託期間中の毎事業年度の所定の時期に、同年9月30日で終了する事業年度(初回は令和2年9月30日で終了する事業年度。)において、第一条件として全社の売上高および経常利益が増収増益で終了したこと、および第二条件として当社単体の自己資本比率が80%超であったことを要件とし、全社業績目標の前年対比の比率により、個人別に基本交付株数の0%から120%の範囲でポイントを付与する方法に改めます。全社の業績目標は、限界利益の前年比および経常利益の前年比をもって示すものとします。

(限界利益とは、売上高から売上高に比例して変動する費用(変動費)を控除した金額です。なお、当社の変動費は、主にコンピューター出力帳表の仕入、ネットワークサービスを提供する際に発生する仕入、パソコンなどのハードウェアの仕入および会計用品の仕入などで構成されています。)

取締役等に付与される1事業年度あたりのポイント総数の上限は、昨年12月21日開催の第52期定時株主総会でご承認いただいた34,000ポイント、また、常勤監査役に付与される1事業年度あたりのポイント総数は4,800ポイントのままとし変更するものではありません。

(3) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役等に係るものについては取締役会、監査役に係るものについては監査役の協議において定めるものとします。

以 上